

報道関係者 各位

令和7年12月19日

【照会先】

職業安定部職業対策課

課長 橋本 智晴

課長補佐 満木 節子

障害者雇用担当官 野元 靖史

電話 (0985) 38-8824

令和7年6月1日現在の障害者の雇用状況

宮崎労働局（局長 吉越正幸）では、このほど、宮崎県に本社がある事業主における、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率。民間企業は2.5%。）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、民間企業や公的機関などにおける毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業（法定雇用率2.5%）】

○雇用障害者数は3,546.0人、対前年差25.5人増加、対前年比0.7%増加。

4年連続で過去最高を更新。

○実雇用率2.81%、対前年比0.06ポイント低下。【全国第6位】

※全国の平均実雇用率2.41%

○法定雇用率達成企業の割合は62.0%、対前年比1.5ポイント低下。【全国第3位】

※全国の法定雇用率達成企業割合46.0%

○法定雇用率未達成企業は366社（前年343社）。そのうち、不足数が0.5人又は1人の企業（1人不足企業）は284社で、未達成企業全体の77.6%を占めている。

【公的機関及び独立行政法人等】

○障害者の雇用状況は、別紙7～9を参照。

(注) 企業規模について、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）は、0.5人としてカウントしている。また、雇用障害者数については、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1. 民間企業における雇用状況

【雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合】

- 民間企業（常用労働者数が40.0人以上の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は3,546.0人で、前年より25.5人増加（対前年比0.7%増）し、4年連続で過去最高を更新した。障害種別では、身体障害者が1,981.5人（対前年比15.0人、0.8%増）、知的障害者が808.5人（同13.5人、1.7%増）、精神障害者が756.0人（同3.0人、0.4%減）となつた。

（グラフ、別紙1、別紙3、別紙5参照）

- 実雇用率は、前年の2.87%に比べて0.06ポイント低下（※）し、2.81%となつた。
また、都道府県順位は前年の第5位から第6位となつた。 （別紙1参照）
- 法定雇用率（2.5%）達成企業の割合は、前年の63.5%に比べて1.5ポイント低下（※）し、62.0%となつた。
また、都道府県順位は前年の第2位から第3位となつた。 （別紙1参照）

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

【企業規模別の状況】（別紙2、別紙3参照）

- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模企業では、1,020.0人で、対前年比2.0%（20.5人）減、100～300人未満では1,257.5人で、対前年比2.4%（29人）増、300～500人未満では407.0人で、対前年比2.3%（9.0人）増、500～1,000人未満では489.5人で、対前年比9.2%（49.5人）減、1,000人以上では372.0人で、対前年比18.3%（57.5人）増となつた。
- 実雇用率は、40.0～100人未満で2.78%（前年2.97%）、100～300人未満で2.93%（同2.92%）、300～500人未満で2.80%（同2.77%）、500～1,000人未満で2.77%（同2.98%）、1,000人以上で2.56%（同2.44%）となり、全ての規模で実雇用率が法定雇用率を上回っている。
- 法定雇用率達成企業割合は、40.0～100人未満で62.1%（前年63.5%）、100～300人未満で64.7%（同63.9%）、300～500人未満で54.8%（同64.3%）、500～1,000人未満で56.0%（同65.4%）、1,000人以上で22.2%（同37.5%）となり、100～300人未満以外の企業規模で前年より低下（※）した。

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

【産業別の状況】（別紙4、別紙5参照）

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「サービス業」で前年より増加した。

- 産業別の実雇用率では、「製造業」(2.91%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(3.00%)、「卸売業、小売業」(2.69%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(2.57%)、「宿泊業、飲食サービス業」(2.50%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(3.32%)、「医療、福祉」(3.55%)、「サービス業」(2.81%)が法定雇用率2.5%を達成している。

【法定雇用率未達成企業の状況】(別紙6参照)

- 令和7年の法定雇用率未達成企業は366社(前年343社)。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、284社で77.6%を占めている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は211社(前年199社)であり、未達成企業に占める割合は、57.7%となっている。

2. 公的機関等における在職状況 (別紙7～9参照)

(1) 地方公共団体(法定雇用率2.8%)

在職している障害者の数は568.0人で、前年の545.0人より23.0人増加したが、実雇用率は2.90%となり、前年の2.91%に比べ0.01ポイント低下(※)した。

県の機関は5機関のうち1機関、市町村等の機関は27市町村等のうち3市5町1事務組合が雇用率未達成となった。

〈未達成機関〉 宮崎県病院局、延岡市、串間市、小林市、綾町、五ヶ瀬町、木城町、高鍋町、新富町、西臼杵広域行政事務組合病院事業

- 延岡市については、令和7年6月13日時点で不足解消となった。
- 串間市、新富町については、令和7年11月1日時点で不足解消となった。
- 高鍋町については、令和7年12月1日時点で不足解消となった。

(2) 教育委員会(法定雇用率2.7%)

在職している障害者の数は212.0人で、前年より31.0人増加している。実雇用率は2.11%と、前年の2.21%に比べ0.10ポイント低下(※)した。

〈未達成機関〉 宮崎県教育委員会、えびの市教育委員会、門川町教育委員会

- えびの市教育委員会については、令和7年10月1日時点で不足解消となった。
- 門川町教育委員会については、令和7年11月1日時点で不足解消となった。

(3) 独立行政法人等(法定雇用率2.8%)

県内の独立行政法人等5法人に雇用されている障害者の数は68.0人で、前年より1.0人増加している。実雇用率は2.67%と、前年の2.96%に比べ0.29ポイント低下(※)した。

〈未達成機関〉 国立大学法人宮崎大学

- 国立大学法人宮崎大学については、令和7年9月1日時点で不足解消となった。

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

未達成企業等への対応

【民間企業】

- 法定雇用率未達成の民間企業に対しては、各公共職業安定所長が達成指導を実施しており、令和6年6月1日から令和7年5月末までに令和6年6月1日現在で未達成であった343社を対象に達成指導を行い、うち、63社の未達成が解消された。

また、今年度においても、令和7年11月末までに令和7年6月1日現在で未達成であった366社のうち141社に対し達成指導を行い、うち、12社の未達成が解消されている。

【公的機関】

- 公的機関については、労働者を雇用する立場においては、民間企業と同様であるが、民間企業に障害者雇用について協力を求める以上、民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成すべき立場にある。

未達成機関に対しては、令和8年1月1日を始期とする「障害者採用計画」の策定、提出と合わせ早期の解消を求めている。

【達成指導の実施】

- 未達成企業の事業主及び未達成公的機関の首長に対し、労働局幹部や管轄公共職業安定所長等の訪問により、現状確認を行うと共に障害者雇用事例等の提供や各障害者就労支援機関の各種支援策を説明し、障害者雇用への理解を求め、早期の未達成解消の指導を実施している。
- 特に0人雇用企業（障害者を1人も雇用していない企業）については、法の趣旨、雇用義務及び社会的責任について改めて指導を行うとともに、障害者雇用のノウハウ指導など障害者雇用のための支援を行っている。

具体的な取組

■障害者雇用促進セミナー

障害者雇用のノウハウが不足している企業に対し、先進的な企業の障害者雇用事例や職務の切り出し方等を紹介。また、安定した雇用、職場定着に向けた知識習得や意識啓発の促進。

■合同面接会等の開催

障害のある方を対象に、事業所と求職者が一同に会し、個別に面談等を行う。

■精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

雇用が増加している精神・発達障害者の障害等に関する基礎知識や、共に働く上でのコミュニケーション方法について理解を深め、安定した雇用へ。

■職場実習

事前に職場実習をすることで企業・障害者双方の不安を解消。

■公的機関向け障害者職業生活相談員資格認定講習

障害者職業生活相談員（5人以上障害者を雇用する事業所は選任義務がある）に必要な知識を習得。

■企業チーム支援

雇用率未達成企業等に対し、ハローワークと各障害者就労支援機関が連携し、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着まで支援を実施。

総 括 表

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況(宮崎県)

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2. 5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
民間企業	126,349.0人 (122,459.0人)	3,546.0人 [3,176人] (3,520.5人)	2.81% (2.87%)	597 / 963 (596 / 939)	62.0% (63.5%)

※[]内は実人員。以下同じ。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率2. 8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	6,571.5人 (5,959.0人)	195.5人 [155人] (181.0人)	2.97% (3.04%)	4 / 5 (4 / 5)	80.0% (80.0%)
宮崎県知事部局	4,495.5人 (4,268.5人)	143.5人 [113人] (134.0人)	3.19% (3.14%)	1 / 1 (1 / 1)	100.0% (100.0%)
その他の県機関	2,076.0人 (1,690.5人)	52.0人 [42人] (47.0人)	2.50% (2.78%)	3 / 4 (3 / 4)	75.0% (75.0%)

※「その他の県機関」とは、宮崎県企業局、宮崎県病院局、宮崎県警察本部、宮崎県議会である。

(2) 市町村の機関(法定雇用率2. 8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	13,040.0人 (12,773.0人)	372.5人 [289人] (364.0人)	2.86% (2.85%)	18 / 27 (20 / 27)	66.7% (74.1%)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの4機関は、令和7年12月1日までに達成済み。

(3) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2. 7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	10,035.0人 (8,186.0人)	212.0人 [160人] (181.0人)	2.11% (2.21%)	3 / 6 (1 / 3)	50.0% (33.3%)
宮崎県教育委員会	9,773.0人 (8,064.5人)	207.0人 [155人] (180.0人)	2.12% (2.23%)	0 / 1 (0 / 1)	0.0% (0.0%)
市町村の教育委員会	262.0人 (121.5人)	5.0人 [5人] (1.0人)	1.91% (0.82%)	3 / 5 (1 / 2)	60.0% (50.0%)

※市町村の教育委員会のうち未達成であった2機関は、すべて令和7年12月1日までに達成済み。

3. 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2. 8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
独立行政法人等の機関	2,546.0人 (2,266.0人)	68.0人 [51人] (67.0人)	2.67% (2.96%)	4 / 5 (4 / 5)	80.0% (80.0%)

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

4 ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

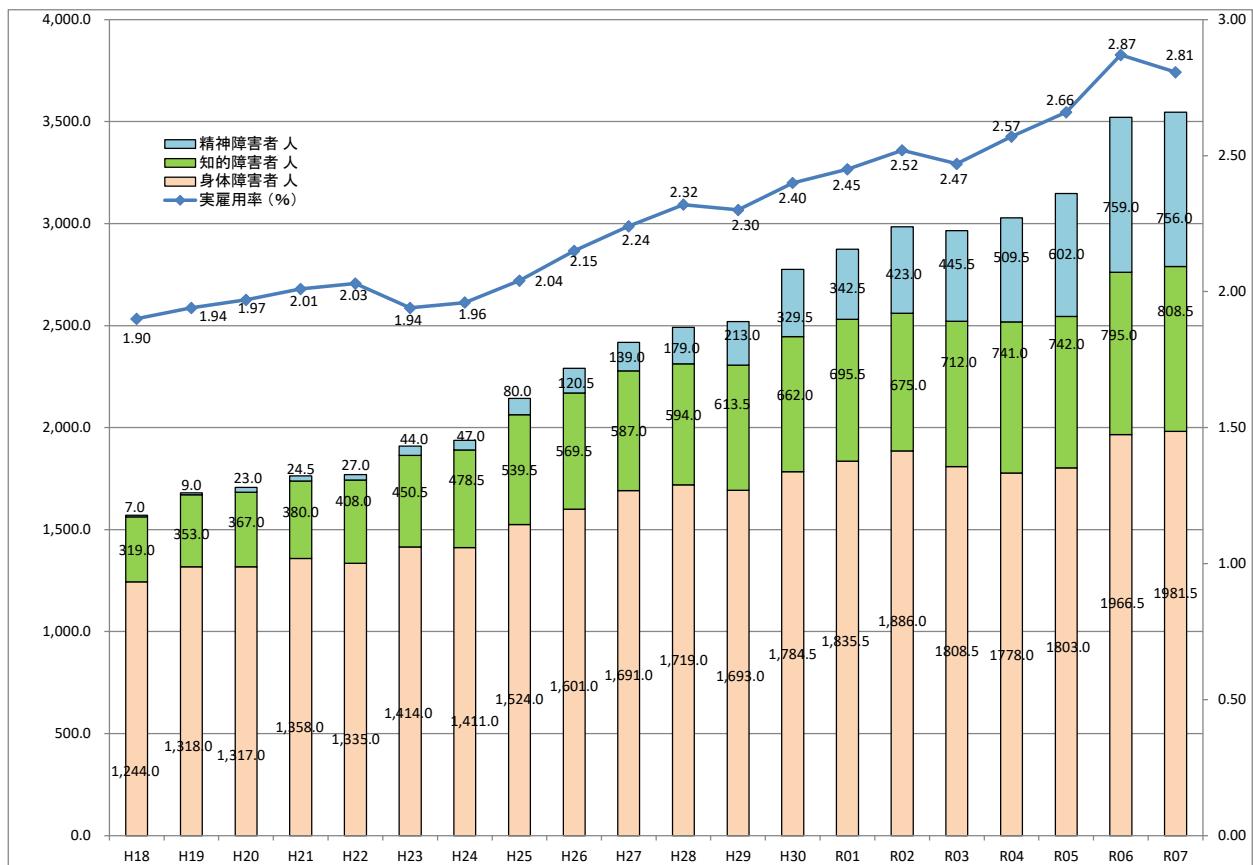
5 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

宮崎県の民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

令和7年6月1日現在

< 障害者の数(人) >



< 実雇用率(%) >

雇用 障害者 全数 (人)	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年
	1570.0	1680.0	1707.0	1762.5	1770.0	1908.5	1936.5	2143.5	2291.0	2417.0	2492.0	2519.5	2776.0	2873.5	2984.0	2966.0	3028.5	3147.0	3520.5	3546.0

<法定雇用率> 1.8% → 2.0% → 2.2% → 2.3% → 2.5%

注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成18年～平成22年 [身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）]

平成23年～令和5年 [身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）]

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降 [身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）]

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

1 民間企業における障害者の雇用状況(宮崎県)

令和7年6月1日現在

(1)概況

① 民間企業における障害者雇用状況の概況

年	企業数 社	法定雇用障 害者数の基 礎となる労働 者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達 成企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
			合 計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
令和7年	963	126,349.0	3,546.0	1,981.5	808.5	756.0	2.81	597	62.0

② 民間企業における雇用状況の推移

	年	企業数 社	法定雇用障 害者数の基 礎となる労働 者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達 成企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
				合 計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
全 国	令和3年	106,924	27,156,780.5	597,786.0	359,067.5	140,665.0	98,053.5	2.20	50,306	47.0
	令和4年	107,691	27,281,606.5	613,958.0	357,767.5	146,426.0	109,764.5	2.25	52,007	48.3
	令和5年	108,202	27,523,661.0	642,178.0	360,157.5	151,722.5	130,298.0	2.33	54,239	50.1
	令和6年	117,239	28,162,399.0	677,461.5	368,949.0	157,795.5	150,717.0	2.41	53,875	46.0
	令和7年	120,467	29,210,526.0	704,610.0	373,914.5	162,153.5	168,542.0	2.41	55,434	46.0
宮 崎 県	令和3年	893	120,022.0	2,966.0	1,808.5	712.0	445.5	2.47	553	61.9
	令和4年	859	117,805.0	3,028.5	1,778.0	741.0	509.5	2.57	541	63.0
	令和5年	869	118,136.5	3,147.0	1,803.0	742.0	602.0	2.66	569	65.5
	令和6年	939	122,459.0	3,520.5	1,966.5	795.0	759.0	2.87	596	63.5
	令和7年	963	126,349.0	3,546.0	1,981.5	808.5	756.0	2.81	597	62.0

③ 民間企業における雇用率、雇用率達成企業割合の都道府県順位

	順位	1位 %	2位 %	3位 %	4位 %	5位 %	6位 %	7位 %	8位 %	9位 %
令 和 7 年	実雇用率	沖縄 3.27	奈良 2.94	島根 2.89	佐賀 2.87	長崎 2.84	宮崎 2.81	和歌山 2.77	福井 2.72	山口 2.71
	達成企業割合	島根 66.7	佐賀 62.4	宮崎 62.0	大分 59.1	秋田 58.7	福井 58.4	奈良 58.4	長崎 58.2	和歌山 57.8
令 和 6 年	実雇用率	沖縄 3.39	奈良 3.00	島根 2.89	長崎 2.88	宮崎 2.87	佐賀 2.87	和歌山 2.87	山口 2.77	大分 2.77
	達成企業割合	島根 66.3	宮崎 63.5	佐賀 62.6	鳥取 61.1	大分 60.8	奈良 60.5	沖縄 60.0	和歌山 59.0	秋田 58.8

④ 安定所別の障害者雇用状況

安定所	企業数 社	法定雇用障 害者数の基 礎となる労働 者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
			合 計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
宮崎	424	62,395.5	1,772.0	974.0	379.5	418.5	2.84%	253	59.7%
延岡	107	12,196.5	268.5	180.0	53.0	35.5	2.20%	58	54.2%
日向	69	8,035.0	225.0	120.5	67.0	37.5	2.80%	51	73.9%
都城	191	23,267.0	670.0	390.0	150.0	130.0	2.88%	125	65.4%
日南	50	5,114.0	146.5	85.0	39.0	22.5	2.86%	38	76.0%
高鍋	66	8,816.5	289.0	134.5	80.5	74.0	3.28%	39	59.1%
小林	56	6,524.5	175.0	97.5	39.5	38.0	2.68%	33	58.9%
計	963	126,349.0	3,546.0	1,981.5	808.5	756.0	2.81%	597	62.0%

注 1 :①及び②、④の「法定雇用障害者数の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた労働者数である。

2 :①及び②、④の障害者の数とは、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

(2) 企業規模別の雇用状況(宮崎県)

(別紙2)

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者(注3) ある短時間労 働者(注3)	B.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間労 働者(注3)	C.重度以外 の身体障害者 及び知的障 害者及び精神障 害者(注3)	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 である短時間 労働者(注3)	E.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある特定短時 間労働者(注 3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D + E \times 0.5$ (注2)			
規模計	企業 963 (939)	人 126,349.0 (122,459.0)	人 580 (558)	人 396 (452)	人 1,780 (1,745)	人 354 (360)	人 66 (55)	人 3,546.0 (3,520.5)	% 2.81 (2.87)	企業 597 (596)	% 62.0 (63.5)
40.0～ 100人未満	609 (583)	36,692.0 (35,022.5)	147 (143)	188 (201)	453 (468)	153 (156)	17 (15)	1,020.0 (1,040.5)	2.78 (2.97)	378 (370)	62.1 (63.5)
100～ 300人未満	278 (280)	42,888.5 (42,050.5)	196 (173)	142 (193)	644 (613)	130 (130)	29 (23)	1,257.5 (1,228.5)	2.93 (2.92)	180 (179)	64.7 (63.9)
300～ 500人未満	42 (42)	14,555.5 (14,370.5)	71 (76)	26 (24)	215 (202)	37 (32)	11 (8)	407.0 (398.0)	2.80 (2.77)	23 (27)	54.8 (64.3)
500～ 1,000人未満	25 (26)	17,673.5 (18,113.0)	102 (112)	25 (19)	250 (283)	15 (19)	6 (7)	489.5 (539.0)	2.77 (2.98)	14 (17)	56.0 (65.4)
1,000人以上	9 (8)	14,539.5 (12,902.5)	64 (54)	15 (15)	218 (179)	19 (23)	3 (2)	372.0 (314.5)	2.56 (2.44)	2 (3)	22.2 (37.5)

注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 () 内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2)企業規模別の雇用状況(宮崎県)

(別紙3)

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者 (注4)	b.重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c.重度以外の身体障害者 (注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e.重度身体障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	a.重度知的障害者 (注4)	b.重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c.重度以外の知的障害者 (注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e.重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	c.精神障害者 (注4)	d.精神障害者である短時間労働者 (注4)	e.精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)
規模計	3,546.0 (3,520.5)	人 471 (452)	人 93 (95)	人 855 (871)	人 160 (169)	人 23 (24)	人 1,981.5 (1,966.5)	人 109 (106)	人 39 (39)	人 452 (445)	人 194 (191)	人 5 (7)	人 808.5 (795.0)	人 473 (429)	人 264 (318)	人 38 (24)	人 756.0 (759.0)
40.0～ 100人 未満	1,020.0 (1,040.5)	121 (116)	42 (40)	240 (242)	67 (68)	7 (9)	561.0 (552.5)	26 (27)	13 (15)	110 (119)	86 (88)	1 (3)	218.5 (233.5)	103 (107)	133 (146)	9 (3)	240.5 (254.5)
100～ 300人 未満	1,257.5 (1,228.5)	172 (155)	30 (40)	325 (338)	57 (60)	9 (8)	732.0 (722.0)	24 (18)	20 (15)	136 (124)	73 (70)	4 (2)	242.5 (211.0)	183 (151)	92 (138)	16 (13)	283.0 (295.5)
300～ 500人 未満	407.0 (398.0)	65 (70)	10 (7)	92 (98)	20 (14)	5 (2)	244.5 (253.0)	6 (6)	3 (5)	66 (57)	17 (18)	0 (1)	89.5 (83.5)	57 (47)	13 (12)	6 (5)	73.0 (61.5)
500～ 1,000人 未満	489.5 (539.0)	63 (70)	5 (6)	100 (121)	8 (14)	0 (5)	235.0 (276.5)	39 (42)	2 (1)	80 (87)	7 (5)	0 (0)	163.5 (174.5)	70 (75)	18 (12)	6 (2)	91.0 (88.0)
1,000人 以上	372.0 (314.5)	50 (41)	6 (2)	98 (72)	8 (13)	2 (0)	209.0 (162.5)	14 (13)	1 (3)	60 (58)	11 (10)	0 (1)	94.5 (92.5)	60 (49)	8 (10)	1 (1)	68.5 (59.5)

注 1 ①欄の「障害者の数」とは②③④ f 欄の計である。

2 ②③ a 欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③ f 欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③ d 欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④ e 欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④ f 欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③ b 欄及び④ d 欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4 ②③の a c 欄及び④の c 欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③の b d 欄及び④の d 欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④の e 欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 () 内は令和6年6月1日現在の数値である。

(3)産業別の雇用状況(宮崎県)

(別紙4)

①概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合 %
			A.重度身体障害者 (注3)	B.重度身体障害者、重度知的障 害者及び精神障 害者である短時 間労働者(注3)	C.重度以外の身 体障害者、知的 障害者及び精神 障害者である短時 間労働者(注3)	D.重度以外の身 体障害者及び知 的障害者である 短時間労働者 (注3)	E.重度身体障 害者、重度知的障 害者及び精神障 害者である特定 短時間労働者 (注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$ (注2)			
産業計	企業 963 (939)	人 126,349.0 (122,459.0)	人 580 (558)	人 396 (452)	人 1,780 (1,745)	人 354 (360)	人 66 (55)	人 3546.0 (3520.5)	% 2.81 (2.87)	企業 597 (596)	% 62.0 (63.5)
農、林、漁業	企業 25 (25)	人 2,146.0 (2,106.0)	人 6 (8)	人 1 (0)	人 18 (21)	人 2 (2)	人 0 (1)	人 32.0 (38.5)	% 1.49 (1.83)	企業 9 (12)	% 36.0 (48.0)
鉱業,採石業,砂利採取業	企業 2 (2)	人 131.5 (143.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (2.0)	% 1.52 (1.39)	企業 1 (1)	% 50.0 (50.0)
建設業	企業 51 (41)	人 4,543.0 (3,656.0)	人 23 (19)	人 2 (2)	人 39 (42)	人 2 (0)	人 0 (2)	人 88.0 (83.0)	% 1.94 (2.27)	企業 25 (27)	% 49.0 (65.9)
製造業	企業 183 (179)	人 26,411.0 (26,533.0)	人 142 (142)	人 14 (23)	人 456 (448)	人 24 (23)	人 3 (2)	人 767.5 (767.5)	% 2.91 (2.89)	企業 131 (126)	% 71.6 (70.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	企業 2 (2)	人 233.0 (240.0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 7.0 (5.0)	% 3.00 (2.08)	企業 2 (1)	% 100.0 (50.0)
情報通信業	企業 26 (24)	人 4,103.5 (4,013.5)	人 15 (14)	人 5 (5)	人 42 (45)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 77.5 (78.5)	% 1.89 (1.96)	企業 12 (13)	% 46.2 (54.2)
運輸業,郵便業	企業 58 (49)	人 6,965.0 (5,867.5)	人 23 (22)	人 7 (6)	人 101 (83)	人 4 (6)	人 1 (0)	人 156.5 (136.0)	% 2.25 (2.32)	企業 31 (30)	% 53.4 (61.2)
卸売業,小売業	企業 127 (134)	人 17,397.0 (17,672.5)	人 68 (58)	人 54 (44)	人 244 (233)	人 57 (53)	人 10 (7)	人 467.5 (423.0)	% 2.69 (2.39)	企業 84 (79)	% 66.1 (59.0)
金融業,保険業	企業 12 (12)	人 3,849.5 (3,938.0)	人 9 (11)	人 7 (6)	人 44 (42)	人 6 (6)	人 1 (0)	人 72.5 (73.0)	% 1.88 (1.85)	企業 1 (2)	% 8.3 (16.7)
不動産業,物品賃貸業	企業 12 (11)	人 1,088.0 (1,041.5)	人 7 (7)	人 3 (2)	人 7 (10)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 24.5 (26.5)	% 2.25 (2.54)	企業 8 (8)	% 66.7 (72.7)
学術研究,専門・ 技術サービス業	企業 12 (16)	人 1,479.5 (2,113.0)	人 11 (14)	人 0 (0)	人 16 (23)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 38.0 (51.5)	% 2.57 (2.44)	企業 7 (6)	% 58.3 (37.5)
宿泊業,飲食サービス業	企業 28 (27)	人 2,518.0 (2,318.5)	人 8 (6)	人 11 (12)	人 30 (29)	人 9 (11)	人 3 (3)	人 63.0 (60.0)	% 2.50 (2.59)	企業 21 (22)	% 75.0 (81.5)
生活関連サービス業, 娯楽業	企業 27 (26)	人 2,922.0 (2,913.0)	人 28 (31)	人 7 (5)	人 29 (32)	人 8 (9)	人 2 (1)	人 97.0 (104.0)	% 3.32 (3.57)	企業 16 (15)	% 59.3 (57.7)
教育,学習支援業	企業 28 (24)	人 3,017.0 (2,581.0)	人 11 (11)	人 3 (2)	人 17 (15)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 43.5 (40.0)	% 1.44 (1.55)	企業 8 (8)	% 28.6 (33.3)
医療,福祉	企業 276 (276)	人 32,811.0 (31,303.5)	人 165 (151)	人 256 (325)	人 465 (459)	人 200 (210)	人 30 (27)	人 1,166.0 (1,204.5)	% 3.55 (3.85)	企業 188 (194)	% 68.1 (70.3)
複合サービス事業	企業 6 (7)	人 5,495.0 (5,577.5)	人 27 (29)	人 3 (7)	人 68 (65)	人 5 (1)	人 1 (2)	人 128.0 (131.5)	% 2.33 (2.36)	企業 2 (3)	% 33.3 (42.9)
サービス業	企業 88 (84)	人 11,239.0 (10,441.0)	人 36 (35)	人 23 (13)	人 197 (191)	人 32 (34)	人 15 (10)	人 315.5 (296.0)	% 2.81 (2.83)	企業 51 (49)	% 58.0 (58.3)

注 別紙2①と同じ

(3)産業別の雇用状況(宮崎県)

(別紙5)

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数						
		a.重度身体 障害者(注 4)	b.重度 の身体障害者 である短時 間労働者 (注4)	c.重度以外 の身体障害 者(注4)	d.重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者 (注4)	e.重度身体 障害者であ る特定短时 间劳働者(注 4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	a.重度知 的障害者 (注4)	b.重度 の知的障害 者である短时 间劳働者 (注4)	c.重度以外 の知的障害 者(注4)	d.重度以 外の知的障 害者である短 时间労働者 (注4)	e.重度知 的障害者で ある特定短 时间労働者 (注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	c.精神障害 者(注4)	d.精神障 害者である短 时间労働者 (注4)	e.精神障害 者である特 定短时间労 働者(注4)	f.計 $c+d+e \times 0.5$ (注3)					
産業計	人 3,546.0 (3,520.5)	人 471 (452)	人 93 (95)	人 855 (871)	人 160 (169)	人 23 (24)	人 1,981.5 (1,966.5)	人 109 (106)	人 39 (39)	人 452 (445)	人 194 (191)	人 5 (7)	人 808.5 (795.0)	人 473 (429)	人 264 (318)	人 38 (24)	人 756.0 (759.0)					
農、林、漁業	人 32.0 (38.5)	人 4 (7)	人 0 (0)	人 11 (14)	人 0 (0)	人 0 (1)	人 19.0 (28.5)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 3 (1)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 8.0 (4.0)	人 4 (6)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 5.0 (6.0)					
鉱業、採石業、砂利採取業	人 2.0 (2.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (2.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)					
建設業	人 88.0 (83.0)	人 23 (19)	人 1 (1)	人 27 (32)	人 2 (0)	人 0 (2)	人 75.0 (72.0)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3.0 (2.0)	人 10 (9)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 10.0 (9.0)					
製造業	人 767.5 (767.5)	人 114 (115)	人 2 (6)	人 189 (198)	人 17 (15)	人 1 (1)	人 428.0 (442.0)	人 28 (27)	人 3 (2)	人 145 (141)	人 7 (8)	人 0 (1)	人 207.5 (201.5)	人 122 (109)	人 9 (15)	人 2 (0)	人 132.0 (124.0)					
電気・ガス・熱供給・水道業	人 7.0 (5.0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 7.0 (5.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)					
情報通信業	人 77.5 (78.5)	人 15 (14)	人 2 (3)	人 23 (25)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 55.5 (56.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	人 19 (20)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 22.0 (22.0)					
運輸業、郵便業	人 156.5 (136.0)	人 23 (22)	人 4 (4)	人 58 (55)	人 3 (4)	人 1 (0)	人 110.0 (105.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 11 (7)	人 1 (2)	人 0 (0)	人 11.5 (8.0)	人 32 (21)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 35.0 (23.0)					
卸売業、小売業	人 467.5 (423.0)	人 56 (47)	人 14 (13)	人 124 (109)	人 27 (29)	人 4 (1)	人 265.5 (231.0)	人 12 (11)	人 11 (11)	人 71 (72)	人 30 (24)	人 2 (2)	人 122.0 (118.0)	人 49 (52)	人 29 (20)	人 4 (4)	人 80.0 (74.0)					
金融業、保険業	人 72.5 (73.0)	人 9 (11)	人 3 (2)	人 21 (24)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 43.0 (49.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 4 (3)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 6.0 (5.0)	人 19 (15)	人 4 (4)	人 1 (0)	人 23.5 (19.0)					
不動産業、物品賃貸業	人 24.5 (26.5)	人 7 (7)	人 0 (0)	人 1 (3)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 15.5 (17.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 4.0 (4.0)	人 2 (3)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 5.0 (5.0)					
学術研究、専門・技術サービス業	人 38.0 (51.5)	人 4 (5)	人 0 (0)	人 6 (12)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 14.0 (22.0)	人 7 (9)	人 0 (0)	人 8 (8)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 22.0 (26.5)	人 2 (3)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (3.0)					
宿泊業、飲食サービス業	人 63.0 (60.0)	人 8 (6)	人 1 (1)	人 9 (9)	人 7 (8)	人 0 (0)	人 29.5 (26.0)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 10 (12)	人 2 (3)	人 0 (0)	人 12.0 (14.5)	人 11 (8)	人 9 (10)	人 3 (3)	人 21.5 (19.5)					
生活関連サービス業、娯楽業	人 97.0 (104.0)	人 11 (15)	人 3 (1)	人 17 (19)	人 1 (2)	人 0 (1)	人 42.5 (51.5)	人 17 (16)	人 0 (2)	人 9 (9)	人 7 (7)	人 0 (0)	人 46.5 (46.5)	人 3 (4)	人 4 (2)	人 2 (0)	人 8.0 (6.0)					
教育、学習支援業	人 43.5 (40.0)	人 11 (11)	人 2 (2)	人 12 (11)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 37.5 (36.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (1.0)	人 4 (3)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 5.0 (3.0)					
医療、福祉	人 1,166.0 (1,204.5)	人 128 (116)	人 50 (55)	人 217 (222)	人 75 (77)	人 13 (16)	人 567.0 (555.5)	人 37 (35)	人 22 (19)	人 123 (125)	人 125 (133)	人 1 (1)	人 282.0 (281.0)	人 125 (112)	人 184 (251)	人 16 (10)	人 317.0 (368.0)					
複合サービス事業	人 128.0 (131.5)	人 24 (26)	人 2 (2)	人 42 (41)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 93.0 (95.0)	人 3 (3)	人 0 (3)	人 13 (13)	人 4 (1)	人 0 (1)	人 21.0 (23.0)	人 13 (11)	人 1 (2)	人 0 (1)	人 14.0 (13.5)					
サービス業	人 315.5 (296.0)	人 33 (31)	人 9 (5)	人 91 (90)	人 20 (28)	人 3 (2)	人 177.5 (172.0)	人 3 (4)	人 1 (0)	人 48 (48)	人 12 (6)	人 2 (2)	人 62.0 (60.0)	人 58 (53)	人 13 (8)	人 10 (6)	人 76.0 (64.0)					

注 別紙3②と同じ

(4) 障害者不足数階層別の法定雇用率未達成企業数

令和7年6月1日現在

区分	法定雇用率未達成企業の数	不 足 数						障害者の数が0人である企業	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人以上		
企 業 計	366 (100.0)	284 (77.6)	46 (12.6)	16 (4.4)	12 (3.3)	5 (1.4)	3 (0.8)	211 (57.7)	
産業別	農、林、漁業	16 (100.0)	14 (87.5)	2 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (68.8)
	鉱業,採石業,砂利採取業	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	建設業	26 (100.0)	22 (84.6)	1 (3.8)	3 (11.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (65.4)
	製造業	52 (100.0)	43 (82.7)	5 (9.6)	2 (3.8)	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (1.9)	30 (57.7)
	電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	情報通信業	14 (100.0)	11 (78.6)	1 (7.1)	1 (7.1)	1 (7.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (42.9)
	運輸業,郵便業	27 (100.0)	21 (77.8)	5 (18.5)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (63.0)
	卸売業,小売業	43 (100.0)	31 (72.1)	8 (18.6)	1 (2.3)	2 (4.7)	0 (0.0)	1 (2.3)	28 (65.1)
	金融業,保険業	11 (100.0)	8 (72.7)	1 (9.1)	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	0 (0.0)	6 (54.5)
	不動産業,物品賃貸業	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (75.0)
	学術研究,専門・技術サービス業	5 (100.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (80.0)
	宿泊業,飲食サービス業	7 (100.0)	6 (85.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	6 (85.7)
	生活関連サービス業,娯楽業	11 (100.0)	8 (72.7)	1 (9.1)	2 (18.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (72.7)
	教育,学習支援業	20 (100.0)	15 (75.0)	3 (15.0)	2 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (55.0)
	医療,福祉	88 (100.0)	65 (73.9)	13 (14.8)	4 (4.5)	5 (5.7)	1 (1.1)	0 (0.0)	39 (44.3)
	複合サービス事業	4 (100.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	2 (50.0)
	サービス業	37 (100.0)	30 (81.1)	3 (8.1)	0 (0.0)	2 (5.4)	1 (2.7)	1 (2.7)	23 (62.2)
規模別	40.0人～100人未満	231 (100.0)	215 (93.1)	16 (6.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	199 (86.1)
	100人～300人未満	98 (100.0)	60 (61.2)	26 (26.5)	8 (8.2)	4 (4.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (12.2)
	300人～500人未満	19 (100.0)	4 (21.1)	3 (15.8)	7 (36.8)	4 (21.1)	1 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
	500人～1,000人未満	11 (100.0)	3 (27.3)	0 (0.0)	1 (9.1)	3 (27.3)	1 (9.1)	3 (27.3)	0 (0.0)
	1,000人以上	7 (100.0)	2 (28.6)	1 (14.3)	0 (0.0)	1 (14.3)	3 (42.9)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注) 1 ()内は全体に対する割合%

2 地方公共団体の機関における在職状況(宮崎県)

(1)地方公共団体における障害者の雇用状況 (法定雇用率2.8%)

令和7年6月1日現在

① 機関数	② 機関	③障害者の数						④ 実雇用率 人	⑤ 雇用率達成機関数 機関	⑥ 雇用率達成機関割合 %		
		A 法定雇用障害者数の基礎となる職員数(注1) 人	B 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3) 人	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3) 人	D 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である特定期間勤務職員(注3) 人	E 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定期間勤務職員(注3) 人	F 合計 人					
		$A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)										
(1) 宮崎県の機関	5 (5) (5,959.0)	6,571.5 (40.0)	44.0 (7.0)	19.0 (89.0)	85.0 (10.0)	7.0 (0)	0.0 (181.0)	195.5 [155] (3.04)	2.97 (4)	4 (80.0)		
(2) 市町村等の機関	27 (27) (12,773.0)	13,040.0 (92.0)	92.0 (10.0)	9.0 (159.0)	171.0 (19.0)	14.0 (3.0)	3.0 (364.0)	372.5 [289] (2.85)	2.86 (18)	18 (66.7)		
計	32 (32) (18,732.0)	19,611.5 (132.0)	136.0 (17.0)	28.0 (248.0)	256.0 (29.0)	21.0 (3.0)	3.0 (545.0)	568.0 [444] (2.91)	2.90 (22)	22 (68.8)		
		※ []内は実人員。以下同じ。										
		(2)教育委員会における障害者の雇用状況 (法定雇用率2.7%)										
		① 機関数	② 機関	③障害者の数						④ 実雇用率 %	⑤ 雇用率達成機関数 機関	⑥ 雇用率達成機関割合 %
A 法定雇用障害者数の基礎となる職員数(注1) 人	B 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3) 人			C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3) 人	D 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である特定期間勤務職員(注3) 人	E 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定期間勤務職員(注3) 人						
$A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)												
宮崎県教育委員会	1 (1) (8,064.5)	9,773.0 (49.0)	54.0 (4.0)	4.0 (78.0)	93.0 (0.0)	4.0 (0.0)	0.0 (0.0)	207.0 [155] (180.0)	2.12 (2.23)	0 (0)	0.0 (0.0)	
市町村の教育委員会	5 (2) (121.5)	262.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2.0 (1.0)	3.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	5.0 [5] (1.0)	1.91 (0.82)	3 (1)	60.0 (50.0)	
計	6 (3) (8,186.0)	10,035.0 (49.0)	54.0 (4.0)	6.0 (79.0)	96.0 (0.0)	4.0 (0.0)	0.0 (0.0)	212.0 [160] (181.0)	2.11 (2.21)	3 (1)	50.0 (33.3)	

(3)独立行政法人等における障害者の雇用状況 (法定雇用率2.8%)

① 機関数	② 機関	③障害者の数						④ 実雇用率 %	⑤ 雇用率達成機関数 機関	⑥ 雇用率達成機関割合 %	
		A 法定雇用障害者数の基礎となる職員数(注1) 人	B 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3) 人	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3) 人	D 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である特定期間勤務職員(注3) 人	E 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定期間勤務職員(注3) 人	F 合計 人				
		$A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)									
独立行政法人等の機関	5 (5) (2,266.0)	2,546.0 (15.0)	18.0 (3.0)	1.0 (34.0)	30.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2.0 (0.0)	68.0 [51] (67.0)	2.67 (2.96)	4 (4)	80.0 (80.0)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

5 この集計は、令和7年6月1日時点の集計結果に基づき作成した。

県の機関、市町村等の機関、独立行政法人等における障害者の雇用状況(詳細版)

(別紙8)

(1) 宮崎県の機関(法定雇用率2.8%)

区分	①障害者の数(注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		b.重度身体障害者	c.重度以外の身体障害者	d.重度身体障害者	e.重度身体障害者	f.計	a×2+b+c+(d+e)×	g.うち新規雇用分	b.重度知的障害者	c.重度以外の知的障害者	d.重度知的障害者	e.重度知的障害者	f.計	a×2+b+c+(d+e)×	g.うち新規雇用分	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.精神障害者である短時間勤務職員	f.計	c+d+e×0.5(注3)
宮崎県の機関	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	195.5	44.0	7.0	62.0	7.0	0.0	160.5	16.5	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0	1.0	1.0	22.0	12.0	0.0	34.0	6.0
	(181.0)	(40.0)	(7.0)	(55.0)	(9.0)	(0.0)	(146.5)	(5.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1.0)	(0.0)	(0.5)	(0.5)	(24.0)	(10.0)	(0.0)	(34.0)	(11.0)

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.8%)

区分	①障害者の数(注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		b.重度身体障害者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.重度身体障害者である特別短時間勤務職員	f.計	a×2+b+c+(d+e)×0.5×(注2)	g.うち新規雇用分	b.重度知的障害者	c.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	d.重度知的障害者である特別短時間勤務職員	e.重度知的障害者である特別短時間勤務職員	f.計	a×2+b+c+(d+e)×0.5×(注2)	g.うち新規雇用分	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である特別短時間勤務職員	f.計	c+d+e×0.5×(注3)	g.うち新規雇用分(注5)
市町村等の機関	人 372.5 (364.0)	人 89.0 (88.0)	人 7.0 (6.0)	人 108.0 (109.0)	人 14.0 (19.0)	人 2.0 (2.0)	人 301.0 (301.5)	人 28.5 (24.5)	人 3.0 (4.0)	人 0.0 (0.0)	人 3.0 (3.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 9.0 (11.0)	人 4.0 (2.0)	人 60.0 (47.0)	人 2.0 (4.0)	人 1.0 (1.0)	人 62.5 (51.5)	人 22.0 (10.5)

(3) 宮崎県の教育委員会(法定雇用率2.7%)

区分	①障害者の数(注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		b.重度身体障害者 である短時間勤務職員(注4)	c.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	d.重度以外の身体障害者である特定期間勤務職員(注4)	e.重度身体障害者である特定期間勤務職員(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$	g.うち新規雇用分	b.重度知的障害者(注4)	c.重度以外の知的障害者(注4)	d.重度以外の知的障害者(注4)	e.重度知的障害者(注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$	g.うち新規雇用分	c.精神障害者(注4)	d.精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e.精神障害者である特定期間勤務職員(注4)	f.計 $c+d+e \times 0.5$	g.うち新規雇用分(注5)		
宮崎県教育委員会	人 207.0 (180.0)	人 54.0 (49.0)	人 1.0 (1.0)	人 56.0 (54.0)	人 3.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 166.5 (153.0)	人 17.5 (28.0)	人 0.0 (0.0)	人 1.0 (1.0)	人 1.0 (0.0)	人 1.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 2.5 (1.0)	人 0.5 (1.0)	人 36.0 (24.0)	人 2.0 (2.0)	人 0.0 (0.0)	人 38.0 (26.0)	人 13.0 (8.0)

(4) 市町村の教育委員会(法定雇用率2.7%)

(5) 独立行政法人等(法官雇用率? 8%)

区分		②身体障害者の数										③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者 である短時間勤務職員 (注4)	b.重度身体障害者 である短時間勤務職員 (注4)	c.重度以外の身体障害者 である短時間勤務職員 (注4)	d.重度以外の身体障害者 である短時間勤務職員 (注4)	e.重度身体障害者 である短時間勤務職員 (注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5 \times 2$ (注3)	g.うち新規雇用分	a.重度知的障害者 (注4)	b.重度知的障害者 (注4)	c.重度以外の知的障害者 である短時間勤務職員 (注4)	d.重度以外の知的障害者 である短時間勤務職員 (注4)	e.重度知的障害者 である短時間勤務職員 (注4)	f.計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5 \times 2$ (注3)	g.うち新規雇用分	c.精神障害者 (注4)	d.精神障害者である短時間勤務職員 (注4)	e.精神障害者である短時間勤務職員 (注4)	f.計 $c+d+e \times 0.5$ (注3)	g.うち新規雇用分 (注5)	
独立行政法人等の機関		人 68.0 (67.0)	人 18.0 (15.0)	人 1.0 (0.0)	人 13.0 (13.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 50.0 (43.0)	人 4.0 (7.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 2.0 (3.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 2.0 (3.0)	人 0.0 (1.0)	人 15.0 (18.0)	人 0.0 (3.0)	人 2.0 (0.0)	人 16.0 (21.0)	人 2.5 (5.0)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④欄の計である

^{注1}①慣用的「障害者の歴史」とは②③④「IT開拓」言である。
²②③④a欄の重複障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④b欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

法令上、③④d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、②(3)欄及び④(4)欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。

4. ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員

1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月

6 ()内は、令和6年1月現在の数値である。
 7 この集計は、令和7年6月1日時点の集計結果に基づき作成した。

⁷ この樂譜は、有田一平の「古時無」樂譜叢書に基づいて作成した。

県の機関、市町村機関、独立行政法人等における障害者の雇用状況

(1) 宮崎県の機関(2.8%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備 考
宮崎県知事部局	4,495.5	143.5	3.19%	0.0	
宮崎県企業局	126.0	3.0	2.38%	0.0	
宮崎県病院局	1,501.0	33.0	2.20%	9.0	
宮崎県警察本部	409.5	15.0	3.66%	0.0	
宮崎県議会事務局	39.5	1.0	2.53%	0.0	

(2) 市町村等の機関(2.8%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備 考
宮崎市	3,144.5	89.0	2.83%	0.0	特例認定あり(注4)
都城市	1,764.5	57.0	3.23%	0.0	特例認定あり(注4)
延岡市	1,404.5	38.0	2.71%	1.0	特例認定あり(注4)R7.6.13時点で不足解消
日向市	826.5	24.0	2.90%	0.0	特例認定あり(注4)
西都市	480.0	15.0	3.13%	0.0	特例認定あり(注4)
日南市	734.5	28.5	3.88%	0.0	特例認定あり(注4)
串間市	530.5	13.0	2.45%	1.0	R7.11.1時点で不足解消
小林市	772.5	20.0	2.59%	1.0	特例認定あり(注4)
えびの市	386.5	12.0	3.10%	0.0	
国富町	190.5	5.5	2.89%	0.0	特例認定あり(注4)
綾町	120.0	0.0	0.00%	3.0	
高千穂町	213.5	6.0	2.81%	0.0	
日之影町	89.0	4.0	4.49%	0.0	
五ヶ瀬町	85.0	1.0	1.18%	1.0	
門川町	198.5	5.0	2.52%	0.0	
美郷町	58.0	3.0	5.17%	0.0	
諸塙村	63.0	2.0	3.17%	0.0	
椎葉村	141.0	3.0	2.13%	0.0	
都農町	298.0	9.0	3.02%	0.0	
川南町	204.5	6.0	2.93%	0.0	
木城町	122.0	2.0	1.64%	1.0	
高鍋町	261.5	6.0	2.29%	1.0	特例認定あり(注4)R7.12.1時点で不足解消
新富町	250.0	6.5	2.60%	0.5	R7.11.1時点で不足解消
西米良村	75.0	2.0	2.67%	0.0	
三股町	202.5	6.0	2.96%	0.0	
高原町	242.0	7.0	2.89%	0.0	
西臼杵広域行政事務組合	182.0	2.0	1.10%	3.0	

(3) 教育委員会(2.7%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備 考
宮崎県教育委員会	9,773.0	207.0	2.12%	56.0	
えびの市教育委員会	75.0	1.0	1.33%	1.0	R7.10.1時点で不足解消
川南町教育委員会	52.5	1.0	1.90%	0.0	
都農町教育委員会	40.0	2.0	5.00%	0.0	
門川町教育委員会	40.5	0.0	0.00%	1.0	R7.11.1時点で不足解消
綾町教育委員会	54.0	1.0	1.85%	0.0	

(4) 独立行政法人等(2.8%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備 考
国立大学法人 宮崎大学	2,205.5	55.0	2.49%	6.0	R7.9.1時点で不足解消
独立行政法人 航空大학교	124.5	5.0	4.02%	0.0	
公立大学法人 宮崎県立看護大学	76.5	2.0	2.61%	0.0	
公立大学法人 宮崎公立大学	64.0	3.0	4.69%	0.0	
地方独立行政法人 西都児湯医療センター	75.5	3.0	3.97%	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | |
|---------------------|---|
| ○ 民間企業 | <p>一般の民間企業 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業)</p> <p>特殊法人等 2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕</p> |
| ○ 国、地方公共団体 | 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関) |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

$$\begin{aligned}
 & \text{除外率 } 20\% \text{ の場合} \\
 & \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 20\% = 1,013.9 \approx 1,013 \text{人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \text{人} \\ \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 101.4125 \approx 101 \text{人 (端数切り捨て)} \end{array} \right. \\
 & \text{除外率 } 10\% \text{ の場合} \\
 & \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 10\% = 506.95 \approx 506 \text{人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \text{人} \\ \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 114.0875 \approx 114 \text{人 (端数切り捨て)} \end{array} \right.
 \end{aligned}$$

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。